

### 保険料率の変更

#### ①健康保険・介護保険料率の変更

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険・介護保険料率につきまして、[⑨令和8年3月分（4月納付分）](#)より改定されることとなりましたので、お知らせいたします。

健康保険料率は、1000分の101.1（本人負担分50.55）

介護保険料率は、1000分の16.2（本人負担分8.1）

各事業所様におかれましては、給与計算等のお手続きにご留意くださいますようお願いいたします。

[福岡県料額表はコチラ](#)

[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r8/ippan/R8\\_40fukuoka.pdf](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r8/ippan/R8_40fukuoka.pdf)

[佐賀県料額表はコチラ](#)

[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r8/ippan/R8\\_41saga.pdf](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r8/ippan/R8_41saga.pdf)

#### ②雇用保険料率の変更（予定）

厚生労働省の告示に基づき、令和8年4月分（同年4月1日適用）より雇用保険料率が変更（予定）となりますので、ご案内申し上げます。

##### ①一般事業所

・1000分の13.5

個人負担分 1000分の5

事業主負担 1000分の8.5

##### ②建設事業

・1000分の16.5

個人負担分 1000分の6

事業主負担 1000分の10.5

#### ③子ども・子育て支援金の保険料について

国の制度改正により、[令和8年4月分\(5月納付分\)](#)より「子ども・子育て支援金制度」いわゆる“独身税”が開始され、健康保険料とあわせて支援金が徴収されることとなりましたので、ご案内申し上げます。つきましては、子ども・子育て支援金を含めた新たな保険料率の適用をお願いいたします。

##### I 支援金率（保険料率）

- ・令和8年度の支援金率（保険料率）は、0.23%（0.0023）です。
- ・被用者保険の標準報酬月額（健康保険）にこの率を掛けて、支援金額を算出します。

##### II 事業主・被保険者の負担区分

- ・支援金は健康保険料と同様に、事業主と被保険者で原則折半（それぞれ0.115%ずつ負担）として扱われます。

##### III 適用開始時期

- ・[⑨令和8年4月分保険料（5月納付分）](#)以降、健康保険料と合わせて徴収されます。
- ・健康保険料・介護保険料と別の控除項目での天引きが国の推奨です。

##### IV 支援金額の例（計算イメージ）

- ・支援金額（月額）＝標準報酬月額（健康保険）×0.23%
    - 例：標準報酬月額30万円の場合 ⇒ 30万円 × 0.23% ≈ 690円（労使折半：345円＋345円）
- 詳細は→ <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodatেশienkinseido>

**※①と③で変更月が異なります。給与計算担当者様はご注意ください！！**

### お問い合わせ

MA・I社会保険労務士事務所

info.maijimuso@gmail.com

担当：タカキカイ

<https://shakaihokenroumushi-maijimuso.jp/>

